

## 住居確保支援事業等の事業内容及び過去5年間の実施状況

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談件数 (件)	35	37	34	28	34
利用人数 (人)	5 うち 住宅支援給付金 1 うち 住居確保給付金 4	7	9	9	7
決算額 (円)	526,900 うち 住宅支援給付金 222,000 うち 住居確保給付金 304,900	554,000	731,300	954,000	615,100

## 1 経緯

平成21年（2009年）10月から「住居手当緊急特別措置事業」として全国で一斉に開始しました。  
平成25年（2013年）からは「住宅支援給付事業」として名称が変わり、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されました。  
なお、平成27年度（2015年度）は平成27年（2015年）3月31日までの住宅支援給付金の対象者が4月以降に延長する場合があります。

## 2 事業内容

離職や廃業により住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、賃貸住宅の家主に家賃（住居確保給付金）を代理納付します。65歳未満で就労能力及び就労意欲のある方に、就労支援を行いながら住居の確保のための支援を行います。期間は3か月間で、3か月ごとの延長が可能です。（最長9か月）

## 3 費用負担

当該費用は「住居手当緊急特別措置事業」として厚生労働省セーフティネット補助金を活用し、全額府補助となっていました。平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されたため、現在は国庫負担率3/4の事業となっています。